

第 4 回

訓子府町農業委員会議案

日 時 令和2年4月28日(火)午後5時

場 所 訓子府町総合福祉センター多目的研修室

訓子府町農業委員会

議 件

- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 訓子府町農業委員会における下限面積の設定について

協 議（報告含む）

1. 5月総会（案）
5月28日（木）
2. その他

議案第1号

農地法第18条第6項の規定による通知について

下記のとおり農地法第18条第6項の規定による通知があったので、審議のうえ適否の決定を求める。

令和2年4月28日提出
 訓子府町農業委員会会長 坂本 稔

所在	地番	土地の表示等		面積 (㎡)	契約期間	合意解約 の成立日	引渡の日	通知者	解約後の処理等
		地目	公簿						
弥生	〇〇-2	畑	畑	739	始期 H12.7.27 終期 R 2.7.26 (農地法)	R2.4.10	R2.4.27	(賃貸人) 弥生 〇〇 〇〇 (賃借人) 北見市 〇〇 〇〇	売買 (図1)
弥生	〇〇-3	畑	畑	3,026					
弥生	〇〇-3	畑	畑	1,983					
弥生	〇〇-5	畑	畑	1,328					
				7,076					

議案第2号

農地法第3条の規定による許可申請について
 下記のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので可否について審議を求める。

令和2年4月28日提出
 訓子府町農業委員会会長 坂本 稔

面積 (㎡)	申請地				譲渡(貸)人			譲受(借)人			理由	始期及び終期 ・ 移転時期及 び支払期限	賃貸料 ・ 対価 (円)	備考
	土地の表示				住所名	経営地 (㎡)	住所名	経営の状況						
	所在	地番	公簿	現況				面積(㎡)	労働力 (人)	経営地 (㎡)				
7,076	弥生	〇〇-2	畑	畑	739	弥生 〇〇 〇〇	0 (借入地 0)	弥生 〇〇 〇〇	3	220,837 (借入地 97,732)	R2.4.28	150,000 (@21,198)	図1	
	弥生	〇〇-3	畑	畑	3,026									
	弥生	〇〇-3	畑	畑	1,983									
	弥生	〇〇-5	畑	畑	1,328									
26,046	緑丘	〇〇-3	畑	畑	13,892	実郷 〇〇 〇〇	0 (借入地 0)	北柴 〇〇 〇〇	7	1,042,922 (借入地 1,042,922)	R2.4.28 ～ R7.12.25	138,043 (@5,300)	図2	
	緑丘	〇〇-3	畑	畑	12,154									
43,906	北柴	〇〇-1	畑	畑	14,272	置戸町 〇〇 〇〇	0 (借入地 0)	北見市 〇〇 〇〇	34	242,454 (借入地 242,454)	R2.4.28 ～ R7.3.31	307,300 (@7,000)	図3	
	北柴	〇〇-1	畑	畑	29,634									

議案第3号

農地法第4条の規定による許可申請について

下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので可否について審議を求める。

令和2年4月28日提出
訓子府町農業委員会会長 坂本 稔

申請地		農地の区分		申請人		建設予定年月日	土地利用計画	付近に及ぼす被害の状況			備考
		目的	農地の区分					住所	氏名	有	
所在	地番	地目	面積 ㎡	公簿	現況	高園	高園	〇	〇		
高園	〇〇-7	畑	911	畑	畑	高園	高園	〇	〇		図4
計			911								
穂波	〇〇-5	畑	15,507内 543	畑	畑	穂波	穂波	〇	〇		図5
計			543								

議案第4号

農地法第5条の規定による許可申請について
 農地法第5条の規定による許可申請があったので可否について審議を求める。

令和2年4月28日提出
 訓子府町農業委員会会長 坂本 稔

申請地			農地の区分	譲渡人(貸主)		譲受人(借主)		建設予定年月日	土地利用計画	付近に及ぼす被害の状況			備考
所在	地番	地目 公簿 現況		面積 ㎡	目的	住氏 所名	経営地 (㎡)			住氏 所名	職業	無	
高園	〇〇-8	畑	539	農業倉庫 建設	高園 〇〇〇〇	80,623 (借入地 ⁰)	高園 〇〇〇〇	農業	許可日 ~ R2.12.31	農業振興地域内	○		図4
計			539										
駒里	〇〇-1	牧場	50,115内 16,860	火山灰採取 (一時転用)	駒里 〇〇〇〇	0 (借入地 ⁰)	東幸町 〇〇〇〇	運送業 火山灰 採取販売	許可日 ~ R4.11.30	農業振興地域内	○		図6
計			16,860										

議案第5号

農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、訓子府町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求める。

令和2年4月28日提出

訓子府町農業委員会会長 坂本 稔

譲受(借)人 住所・氏名	譲渡(貸)人 住所・氏名		土地の表示		地目		面積 (㎡)	始期 告示日	終期・期間 支払期限	金額 (賃借料) (価格)	備考
	字	地番	公簿	現況							
柏丘 〇〇 〇〇	柏丘	〇〇-1	畑	畑	19,466	R2. 4. 28	終期 R7. 2. 26	円	千円/10a 8,499千円 ×2%		
			畑	畑	12,234						
			計		31,700						
柏丘 〇〇 〇〇	柏丘	〇〇-1	畑	畑	11,552	R2. 4. 28	R7. 2. 26	71,620	3,581千円 ×2%		
			計		11,552						
			計		14,761						
柏丘 〇〇 〇〇	柏丘	〇〇-1	畑	畑	14,761	R2. 4. 28	R7. 2. 26	91,500	4,575千円 ×2%		
			計		14,761						
			計		4,620						
日出 〇〇 〇〇	日出	〇〇-1	畑	畑	50,742	R2. 4. 28	R7. 2. 26	321,080	16,054千円 ×2%		
			畑	畑	55,362						
			計		1,361						
日出 〇〇 〇〇	日出	〇〇-2	畑	畑	1,361	R2. 4. 28	R7. 2. 26	7,880	394千円 ×2%		
			計		1,361						
			計		1,361						

譲受(借)人 住所・氏名	譲渡(貸)人 住所・氏名	土地の表示		地目		面積 (㎡)	始期 告示日	終期・期間 支払期限	金額 (賃借料) (価格)	備考
		字	地番	公簿	現況					
柏丘 〇〇 〇〇		柏丘	〇〇-6	畑	畑	16,438	R2. 4. 28	終期 R12. 2. 26	167,337 円	千円/10a 6,085千円 ×2.75%
		柏丘	〇〇-7	畑	畑	2,456				
			計			18,894				
北栄 〇〇 〇〇	札幌市 北海道農業公社	北栄	〇〇-1	畑	畑	13,991	R2. 4. 28	R12. 2. 26	332,475	12,090千円 ×2.75%
		北栄	〇〇-2	畑	畑	237				
		北栄	〇〇-3	畑	畑	5,342				
		北栄	〇〇-4	畑	畑	18,161				
		北栄	〇〇-5	畑	畑	8,475				
			計			46,206				
柏丘 〇〇 〇〇		柏丘	〇〇-1	畑	畑	30,893	R2. 4. 28	R12. 2. 26	256,080	9,312千円 ×2.75%
		柏丘	〇〇-17	畑	畑	1,930				
			計			32,823				

議案第6号

訓子府町農業委員会における下限面積の設定について

農業委員会の適正な事務実施について（平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知）の記の2の（1）（ア）②で求められている農地法第3条第2項第5号の「別段の面積」について、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果等を勘案し検討した結果、下記の理由により下限面積を設定しないことの可否について審議を求めます。

令和2年4月28日提出
訓子府町農業委員会会長 坂本 稔

記

1. 北海道の下限面積

地域	下限面積
全地域	2 ha

2. 下限面積設定理由

下の計算式による平均面積が、農地法で定められている北海道の下限面積を大きく上回ることから、当会独自の下限面積を定める必要はないと考え、北海道の下限面積2haを訓子府町農業委員会の下限面積とする。

【参考：R2年3月現在農地面積6,935.8ha÷R2年3月現在農家戸数285戸≒24.3ha】